

グループの中の子ども

「グループの中の子ども」と題して、ターナー女史の書いた書物が最近出版になつた。これは新らしい書物であるが、その内容は、三十年以上も前にさかのぼり、一九二〇年から一九三三年にかけて、著者が教師として幼児教育の実際の任にあたり、そこで一組の幼児に対して試みた実験教育の記録である。一九二〇年というとずい分古い話だから、それだけで、読む価値はないとか考へる人があるかもしれないが、実はその考え方はきわめて新らしく、現代の社会心理学や児童心理学の原理にそっくりあてはまるような教育実験を試みているのである。それはむしろ現代の最先端の問題を指し示している。じゅうぶんに一読し、検討し、実際に試みる価値がある。そこで次にその概略の紹介を試みる。

一、序論

幼児において、自治(self government)は可能であるか、また、グループの自己統制(self control)はどのようにして発達するのか、幼稚園において幼児グループの自

己統制の力を教育に利用することはどのようにして可能であろうか、という問題をこの書物はとり扱っている。

幼児の集まつたところには、どこにも、各々の子どもの意志の衝突があり、けんかがある。そのような場合に、その仲裁をするのにいろいろの試みがなされるけれども、多くの場合、その解決はその場しのぎのものである。教師の忙がしい計画の中で、子どもたちの議論などいちいちきいている時間などないからである。せいぜい、良い子になつて遊びなさいということくらいしかしない。しかし、子どもがけんかをしたり、乱暴をしたり、友だちにめいわくをかけたりするときには、子どもはおとの助力を必要としているときなのである。たんにその子どもだけではなく、その子どもをとりまく子どもたちが助力を必要としているのである。しかし、ある子どもが、他の子どもたちとの関係の中で、おとなにはつきりと助力を要求するときには、彼は仲間の中で位置を失なう可能性がある。またうつかり

先生に言いつけたら、他の子どもたちがしかしえしをするということも考えうる。ここに、子どもたちの間の合理的な媒介となるものがグループの話し合い (group discussion) である。

そこで教師のとる役割は、最初は、子どもたちの間のコミュニケーションの道をつけることである。子どもたちがけんかを起し、助けを必要としているときには、著者はクラスの全員をよび集めることにした。そして教師自らがそのグループのリーダーとなり、議長として、子どもが手をあげて、思っていることを言わせるようにした。クラス全員の感情が明らかになつたときに、教師は、子どもたちの言つたことを要約していくべきかせ、賛成・反対の意志表示をさせた。そこできめられた約束はクラスの憲法 (constitution) として、壁にかけておくこととしたのである。どうぞ部屋にかけたので、子どもたちの間に紛争が起り、話しあいをして問題を考える必要の生じたときには、合同会議を召集するため

に、どらを使用することを学んだ。こうして、ひとつひとつの子どもの問題から発展して、クラス全体の話し合いによる約束をつくることができた。もしもその約束 (行為の規準) に違反する者が生じたとき、みんなで集まつてそのことについて話し合う機会ができるならば、違反者は自分のなしにについて他の子どもが言うことをきく機会ができる。またそれに対して、違反者も自分の言い分を言う機会を与えられ、仲間の考え方をきくことができるときに、その子どもは自分のおかれている立場を認識するにいたるであろう。

最初の六週間は、グループを自然な形で話し合いにいれることに留意した。そして皆できめた約束の必要なことを理解させるようにした。いちばん年令の小さい子どもたちは、最初はきき手としてしか参加できないが、その中で最初から終まで残っていた子どもは九人ある。そのことがこの実験を通すと、のべ三十人の子どもが参加しているが、その中で最初から終まで残っている子どもは九人ある。そのことがこの実験に大いに役立つたと言えよう。どの時期にもクラスの子どもの数は十八人をこえることはなかつた。

二、教師の役割と話し合いの手づづき

子どもたちの協力体制というとき、教師

どもの中で議長を選んで会合することができるようになった。そうなると教師は議長の役目から解放されるので、グループの話し合いのときに、あとで記録を補つておいた。その記録がこの書物の主要な部分となつてゐる。

もその中の一員としてふくまれることはもちろんであり、グループの一員として、グループで求められた約束を守らねばならないことも当然である。それとともに、教師は子どもよりも知識と経験に富んでいるから、有効適切な示唆や提案をすることがで
きるし、また、グループの運営そのものに

関しても方向づけをしてゆくことができ
る。しかし教師はこれをごく自然の中にな
すべきであつて、そこで権威を用いるなら
ば、グループの運営は失敗するのである。
また、教師はたえずグループに建設的な影
響を与えるように留意することが重要で、

さもないど、子どもたちの中の誰が強いもののが個人的な力がグループを支配するようになるおそれがある。そして、教師がきめるべきことがらと、話しあいによつてきめるべきことがらとを賢明に区別して判断しなければいけない。

子どもたちの話し合いによってクラスの約束をつくってゆくという、うつかりすると子どもたちが誤った結論を出したり

したら収拾がつかなくなるのではないかと
いうことを心配する人もある。しかしどん
な場合でも、子どもと教師とはともに成長
しているのであり、ともに生活しているの
だということを教師が感じながら処してゆ
くことができる限り、そのような心配はと
りこし苦労である。

と言つて注意を喚起することが必要であった。このことは、子どもが議長になつたときには最初はやりにくそうだったが、間もなくなれてしまった。

最初子どもは、僕はこう思う、私はそう思わないなど、ことばを使っていたが、教師は「提案する」(suggest)という語を多く用いるように心がけ、この語は一般に使用されるようになつた。これは議論の段階での語であるが、いくつかの提案 (suggestion) がなされた後に、それはさらには新しい段階に移されねばならない。すなわち行為に移されるための手続がとられねばならない。そこで「動議」(motion)といいう語が必要になってくる。「動議」という語、あるいはこれを名詞にして「動議に提出する」(move)というような語は日本語で、日常生活の中に消化されていないからこそ、ちنانく響くが、英語では日常生活の中でもっと自然に使用される語である。そこでこの実験で教師はこの語を使ってみ

た。「私はアーチーの提案が法律 (law) となることを動議として提出します。」と言つてみて、誰かがあることを全員の総意として承認させようとするには、「動議」(move) という語を使わなければならぬのだということを説明した。こうしてこの語は子どもたちの生活の中にとりいれられていった。そしてこの語を使用することによって、話し合いの時間が短縮されることを皆が経験した。それから、その動議に対する、僕もそう思う、私はそれはよい考えだと思うと言つていた子どもたちは、「動議に賛成する」(second the motion) ということを学んだ。誰かがこのようにして動議に対する賛成の意を表したら、次に議長は挙手によって採決 (vote) しなければならない。すべてこれらのことのがのみこめるまでには数か月かかったが、間もなく子どもたちは自然のうちにこれらの話しあいの手続きをとりいれていた。こうしてクラスマの約束がきまつても、それは最終的な(Final)ものではないことを間もなく皆は発見

した。もしもその約束でうまくゆかないときには、もう一度そのことが議題に上げられて変更せねばならない。その変更のことは、「修正案」(amendment) とよばれる。

三、どのようにしてクラスの約束ができるか

実際に守られなければ役に立たないのであるが、その点はどうであろうか。子どもたちの間で、このような話しあいによって決議されたことを実行するにはほとんど力を要しなかつたのである。話しあいできめられたことは、教師がきちんとした文章に書いて、壁にかけてあつた。もしも誰かがそれに違反すれば直ちにそれを参照することができた。そこで教師の力を必要とした場合には、教師は権威を用いることをしなかつた。ただ「私はその約束を実行するか、あるいは変更すべきだと思います。」といふことなどめ、それ以上の力を用いることは必要でなかつた。

次に子どもたちの話し合いから約束の

話し合いは第二年目からであり、その間にこのクラスの憲法 (constitution) として、十四の条項がきめられる。修正案をふくめると、二十六の条項となる。

この実験教育の第二年目には、教師が議長にならないでも子どもが議長になって、子どもたちだけで話し合う協議会 (council meeting) をすることが可能になつた。それで教師にも観察の余裕ができて、記録をとることもできるようになった。また、二年目になったので、子どもたちの年令が増したことが、話し合いの進歩に役立つていふことを付加しておかなければならない。二年目の子どもの年令は、五才から七才までである。ただし、二年目には、年長の子ども的一部分は小学校に移つたことを指摘しておかなければならぬ。

↑1

第二年目が始まつたばかりのころ、五、六才児が一しょに店をつくつていて。そこ

には十分な材料がなかつたので、間もなく

あちこちで紛争が起つた。そこでチャスパ

によつて協議会が召集された。

チャスパー「僕が何もしないのに、レイ

モンドが僕をぶつたんだ。」

レイモント「違うよ、僕はぶつつもりじ

やなかつたんだ。」

ドロシー「私も仕事をしてたら、レイ

モンドが来てハンマーで手をぶつたのよ。」

教師「みなさん、どうしたら良いでしょ

うね。」

アーチボールド「レイモントは僕の首もぶ

つたんだよ。」

レイモント「僕はそのつもりじゃなかつ

たんだ。」

ディヴィッド「うん。レイモントは今朝僕

もぶつたんだ。」

フランシス「私は、レイモントは十五分

間いすに坐つてゐるべきだと思います。」

レイモント「だけど僕はぶつつもりじや

なかつたんだよ。」

エベレット「もしもレイモントがドロシ

ーの手をハンマーでぶつたのなら、それは

偶然じゃない。私はレイモントは二十分間

坐つていなければいけないと思います。」

エーテル「私は彼が自分でよいと思うま

で坐つていなければいけないと思想います。」

チャスター「そうだ、レイモントは三人

をぶつたのだから、十五分間を三回 いす

に坐るべきだと思います。」

ここで述べられた四つの提案について、

教師が簡単に要約し、子どもたちは拳手に

よつて採決した。そして十五分坐るべしと

いう動議が通過した。

ここに述べたような経験や、ここに記し

ていないその他の経験から、このクラスの

憲法の第一条ができ上つた。それは次によ

うなものである。

第一条、どのようなときにも、手に弓や

刀やナイフや棒やその他の武器をもつてけ

んかをしてはならない。それは危険である

から。これを犯すものは、罰として十五分

間いすにすわつていなければならない。

そのことがあつて間もなく、次のような

ことが起つたのである。

△2△

フランシス「誰かが僕に石をぶつけたん

だ。」

ディヴィッド「それはね、皆が草を投げ合

つていたんだよ、そうしたら、草の中に石

ころが入つていたんだよ。」

チャスター「そうだ、皆手の中に何があ

るかよく注意して見なければいけないな。」

エーテル「もしもそれがわざとやつたの

でないなら、今度は許してやろうよ。」

そこで議長が採決に入り、今回は許して

やることになる。ところが二、三週間後に

同じ問題が再びとりあげられる。

（3）

エベレット「私は棒をもつて戦争ごつ

こをして約束を破つたという事件をとりあげたいと思います。」

フランシス「ちがうよ、ぼくたちはただ

棒でぶつっこをやっていただけなんだよ。」

エベレット「だけどわれわれの約束では、

どのようなときにも」と書いてあるよ。」

ねえ、先生。」

アーチー 「だけばくらはただ遊んでいただけなんだよ、誰もががをさせなかつたよ。」

エベレット 「誰かがががしたかどうかといふことが問題なんじやない。約束を破つたといふことなんだ。」なお何人かの発言があつた後、教師「議長さん。私はわれわれの約束を実行するか、あるいは修正すべきかどちらかだと思います。」

チャイン 「私は、フランシスとアーチーはいすに坐るべきだという動議を提出します。」(move)

バイロン 「私は賛成します。」(second)

議長 「何人がそう思ひますか。」(通過)

その後教師の示唆で、もうひと小さなグループに分かれてこの問題について話し合い、

第一条の修正案ができた。

第一条修正案「戦争」をしたいものは、次のフェアブレーの約束に従わねばならない。(a) 戦争」は相互に同数でなければならない。(b) 両側とも同時に

始めなければならない。(c) すべての戦争

ごつこは双方の同意によって始められなければならぬ。(d) すべての戦争」は審判人をもたねばならない。校庭における他のすべての戦争」は違法である。

いのうに、子どもたちの間で話しあうことによって納得し、教師の権威によって統制されるのでなく、子どもたちの中から生れた約束によって自己統制することができるということはたいへん意義のあることである。いまいに紹介した例では、それをたいへんはつきりした形でおこない、クラスの憲法として約束をきめているが、いくつかの外的条件がそのことを容易にしている。第一に、クラスの人数が十八人をこ

えず、話し合いをしてゆくことのできる範囲の人数であった。第二は、子どもの年命が高いものがふくまれ、実際に小学校一年生の年命のものが多かつたこと、また三年間を通してこのクラスにいたものが九名

てゐる。

子どもたちの發意で、クラス全員の協議会がもたれるといふことは、この実験でも、しばしば他の活動を妨げることが子どもたち自身によつて気がつかれ、第九条では、ささいなことで皆を召集することがないよう、教師を通して召集の手続きがとることによって自己統制するべきことなど、ただし緊急の場合はその限りではないことなどが議決されている。

幼児のグループがどのようにして自己統制の力をもつことができるかといふことは、なお今後に残された問題である。

Turner, Marion E.: *The child within the group. An experiment in self-government.*. With a Foreword by Newcomb, Theodore, E. Stanford University Press, Stanford, California. 1957.